

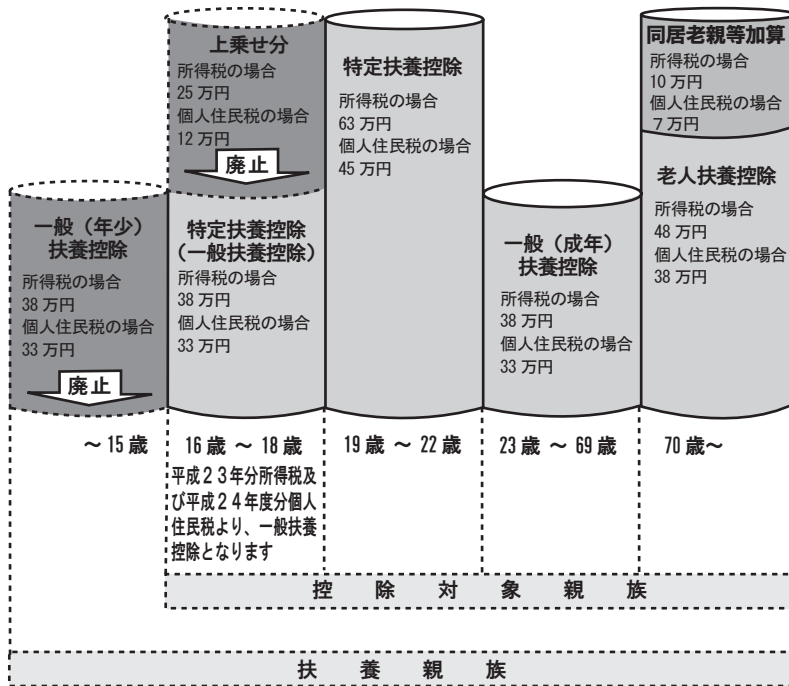


扶養控除

の見直しが行われます

詳細 税務財政課 税務グループ ☎74-3003

■ 所得税及び個人住民税の扶養控除の全体像



平成23年分の所得税及び平成24年度分の住民税から、扶養控除が見直されます。

年少扶養控除(扶養親族のうち、年齢16歳未満の方)に対する扶養控除が廃止となります。

16歳未満の方とは、平成23年分(平成24年度)の場合、平成8年1月2日以後に生まれた方と

特定扶養親族(16歳以上23歳未満の方)のうち、年齢16歳以上19歳未満の方に対する扶養控除の上乗せ部分(所得税の場合25万円、個人住民税の場合12万円)が廃止となり、扶養控除額が、所得税で38万円、個人住民税で33万円となります。

年末調整を行う事業所の皆様へ

第十七号様式別表 (用紙日本工業規格A6) (第十条関係)

給与支払報告書(個人別明細書)

給与・賞与	給与所得控除後の金額	所得控除額の合計額	源泉徴収額
控除対象配偶者の所得等	配偶者特別控除の額	特定扶養親族の額	障害者の額
16歳未満扶養親族			

16歳未満扶養親族

年少扶養控除(16歳未満の扶養親族)の廃止に伴い、給与支払報告書(個人別明細書)の様式も見直されました。

16歳未満の扶養親族がいる場合、給与支払報告書中の「16歳未満扶養親族」欄に対象人数を記入していただくこととなります。

給与支払報告書(個人別明細書)の記入が不明確な場合、個人住民税が非課税の場合でも、課税になる場合がありますので、16歳未満の扶養親族の人数の記入について、漏れなどがないよう注意してください。

16歳未満(平成23年分(平成24年度)は、平成8年1月2日以後に生まれた者)の、年少扶養親族の人数を「16歳未満扶養親族」欄へ記入してください。